

土地の所在

高松市円座町字上円座 1668番1, 1704番2, 1705番2, 1719番1, 1720番, 1721番, 1722番3, 1723番, 1724番, 1725番1, 1725番4, 1749番1, 1751番1
及び地先農道・水路、市道

土地利用計画図(1)

開発許可年月日

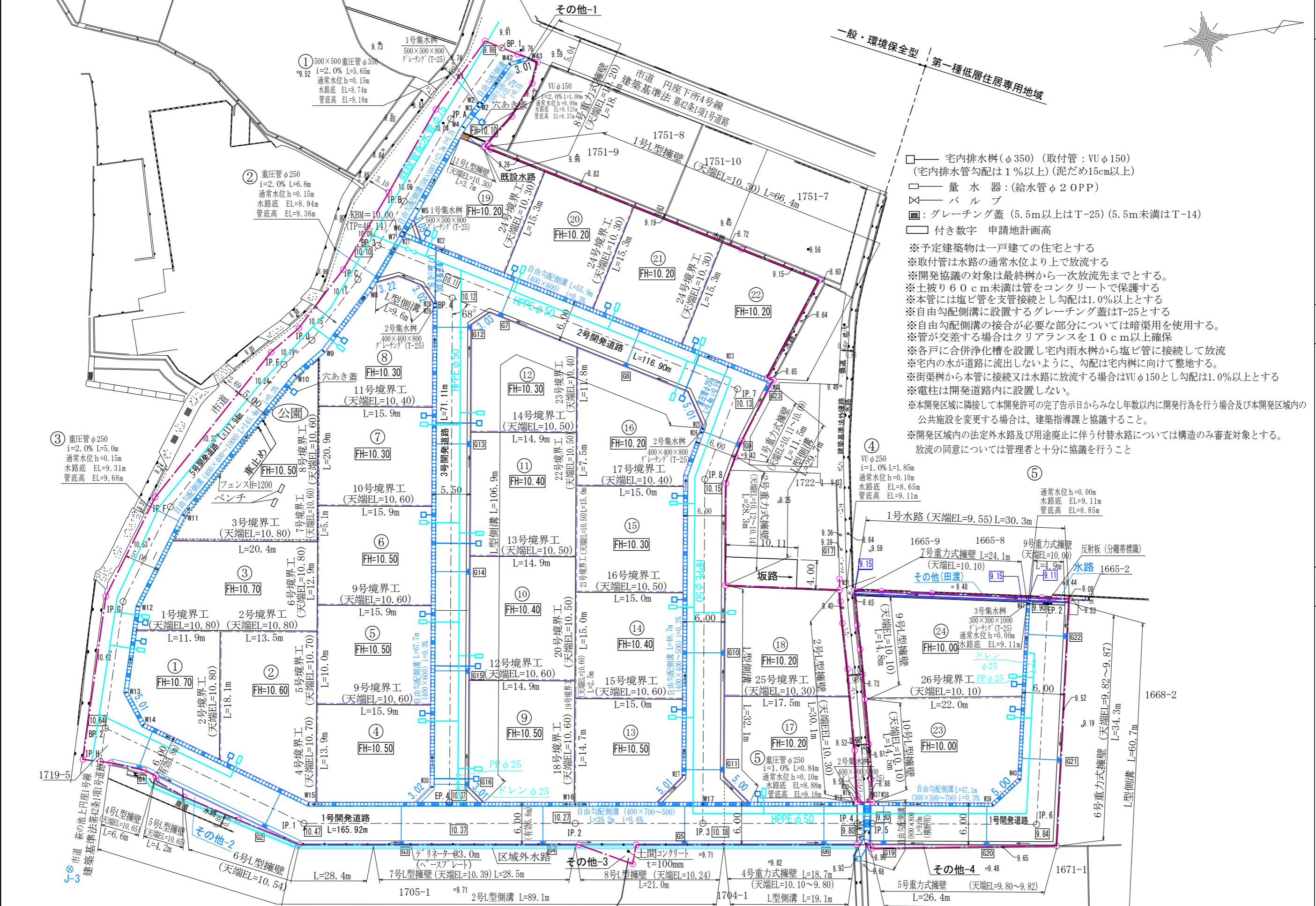
令和 年 月 日
第 号

申請者

株式会社ライフィックス
ホールディングス
代表取締役 向井信朝

作成者 住所・氏名

高松市三谷町一八九一番地四
土地家屋調査士 多田 幸広



- 宅内排水樹 (φ350) (取付管: VU φ150)
(宅内排水管勾配は1%以上) (泥だめ15cm以上)
 - 量水器: (給水管φ2OPP)
 - × バルブ
 - : グレーチング蓋 (5.5m以上はT-25) (5.5m未満はT-14)
 - 付き数字 申請地計画高
- ※予定建築物は一戸建ての住宅とする
 ※取付管は水路の通常水位より上で放流する
 ※開発協議の対象は最終樹から一次放流先までとする。
 ※土被り60cm未満は管をコンクリートで保護する
 ※本管には塩ビ管を支管接続とし勾配は1.0%以上とする
 ※自由勾配側溝に設置するグレーチング蓋はT-25とする
 ※自由勾配側溝の接合が必要な部分については暗渠を使用する。
 ※管が交差する場合はクリアランスを10cm以上確保
 ※各戸に合併浄化槽を設置し宅内雨水樹から塩ビ管に接続して放流
 ※宅内の水が道路に流出しないように、勾配は宅内樹に向けて整地する。
 ※街渠樹から本管に接続又は水路に放流する場合はVU φ150とし勾配は1.0%以上とする
 ※電柱は開発道路内に設置しない。
 ※本開発区域に隣接して本開発許可の完了告示日からみなし年数以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の
 公共施設を変更する場合は、建築指導課と協議すること。
 ※開発区域内の法定外水路及び用途廃止に伴う付替水路については構造のみ審査対象とする。
 放流の同意については管理者と十分に協議を行うこと

縮尺 1/500